

～このページは平成30年度においての情報です～

豊島区(豊島区医師会)

【お知らせ】

●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 平成30年6月1日～平成31年1月31日
- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定健康診査受診券
 - ・被保険者証
- ◎ 住民の方以外の受診の可否 区民(住民登録がある)以外の方も受診可能です。
- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
 - ・豊島区民(住民登録がある)の方で、一部対象年齢の方のみ追加項目が受診できます。
- ◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施しておりません。